

仕 様 書

1 業務の名称

京都府総合教育センター北部研修所における清掃業務委託

2 施設の概要

- (1) 施設名：京都府総合教育センター北部研修所
- (2) 所在地：京都府綾部市川糸町堀ノ内
- (3) 敷地面積：3,630.43㎡
- (4) 建築面積：1,710.51㎡
- (5) 延床面積：5,097.09㎡
- (6) 構造：RC造4階

3 一般事項

- (1) 本業務は、京都府総合教育センター北部研修所（以下、「センター」という。）の事業目的である研修・研究等を充実させるため、常に施設建物を清潔、かつ衛生的な環境を維持する清掃の業務を行うこと。
- (2) 業務実施に当たっては、施設管理者である京都府総合教育センター所長（以下「施設管理者」という。）若しくは施設管理者の指定する職員の指示に従いセンターの業務に支障のないよう留意すること。
- (3) 緊急時も含め対応については、作業体制を確保し、万全な業務を遂行すること。
- (4) 万一、業務上の事故等が発生し、受託者の責めに帰する理由によりセンターに損害が生じた場合は速やかにこれを補償すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項で、本件作業内容を達成するために必要となる事項はセンターと協議し、これを実施すること。

4 業務の要件

(1) 清掃作業基準

本仕様書及び別表1「清掃業務基準表」、別表2「定期清掃実施時期一覧」に基づき作業を行うこと。

(2) 業務日時

ア 日常清掃

日曜日、土曜日及び休日*を除く毎日

（※京都府の休日を定める条例第1条第2号及び第3号の日）

業務時間は、原則午前8時30分から午後5時までの間で必要な時間とする。

なお、センターの業務に支障のないよう行うこと。

イ 定期清掃

センターが指定する日時に、センターの業務に支障のないよう行うこと。

(3) 作業員

作業員の人員については、清掃が可能な人員とし、2名以上となる場合は、作業責任者1名を任命し、指導監督に当たらせ、作業の円滑な進行と美化向上を期するものとする。なお、日常業務の作業員に変更がある場合は1箇月前に施設管理者に届出を行うこと。

(4) 使用材料

清掃用具及び材料は、作業内容、建築等の材質に適したものを使用し、常に改良工夫を加えるものとする。

(5) その他

ア 作業に当たっては、静かに迅速、かつ丁寧にいき、来所者や職員等の妨げとならないよう十分に配慮すること。

イ 作業の都合等で物品を移動した場合は、終了後速やかに元の状態に復すること。

ウ 作業終了時は施錠、消灯を確認し、火災及び盗難の発生を防ぐよう心掛けること。

エ 作業員の健康管理について、労働安全規則等に基づき健康維持に努めること。

オ 作業の完了後は、施設管理者が指定する職員の検査を受け、不適切な箇所がある場合は、その指示に従い手直しを行い、完了報告書等を提出すること。

カ その他定めのない事項については、施設管理者若しくは施設管理者が指定する職員と連絡・調整等を行い指示に従うこと。

5 業務の概要

別表「清掃業務基準表」により日常清掃・定期清掃を行うものとする。

(1) 日常清掃

ア 清掃の業務区分及び作業内容等

【A区分 毎日】 玄関部、ロビー部（1階廊下含む。）、湯沸室（1階）、階段（立ち上がり部分等含む。）の拭き、掃き等及びトイレ（多目的用を除く。）の清掃

【B区分 週2回】 廊下（2階、相談棟）、湯沸室（2階）、ホワイエの掃き、吸塵掃除等及び多目的トイレの清掃

【C区分 週1回】 大研修室、第1～3研修室、講師控室、休憩室（前室除く。）の掃き、吸塵掃除等

【D区分 月2回】 廊下（3階、4階）、湯沸室（3、4階）、舞台部、カリキュラムルーム、ラウンジの掃き、吸塵掃除等

イ 作業の基本内容

(ア) 床の清掃

床仕様(材質)に応じ、吸塵及び自在箒又は化学処理モップを用い埃を取除き、汚れが多い場合は水拭きを行うこと。

(イ) 畳敷清掃

吸塵を行い必要に応じ乾拭き(水拭き)を行うこと。

(ウ) フロアマット清掃

吸塵を行い汚れの多い場合は、洗剤等を用い洗浄を行うこと。

(エ) 備品等清掃

埃を取り除き、必要に応じ水拭き吸塵を行うこと。

(オ) 建具部清掃

窓ガラス、金属部分、扉等汚れが目立つ部分を水拭き又は乾拭きを行うこと。

(カ) トイレ清掃

便器及び床の材質に応じ、適正な洗剤等を用い洗浄を行うこと。清掃後は床面の水分をよく拭き取り、転倒事故等の防止に心がけ、床面以外の箇所(扉、間仕切り、洗面台、鏡等)についても行うこと。

ウ その他

(ア) 床面の拭き掃き掃除は、ごみ・埃が飛散しないよう取り除き、美観を損なうごみは随時適正な処理を行うこと。

(イ) 正門入口部の外回り及び玄関マットの清掃、前庭、中庭部等の美観を損なうごみが生じた場合は随時適正な処理を行うこと。

(ウ) 作業で発生したごみは、センター敷地内の指定する場所まで搬出処理を毎日行うこと。

(エ) トイレ・洗面所のごみ箱及び汚物入れの内容物は、指定の場所に搬出処理を行うこと。また、トイレットペーパー、ハンドソープの補充を適時行うこと。

(オ) 玄関入口扉、案内板、ロビー・ラウンジの備品、階段、廊下手すり、ドア、金属部等美観を損なうものについては、随時拭き掃除を行うこと。

(カ) トイレットペーパー、ハンドソープ、ごみ袋はセンターが用意したものを使用すること。

(2) 定期清掃

ア 清掃の業務区分及び作業内容等

【E区分 年1回】 指定する各室等のカーペット類吸塵及び洗浄

【F区分 年2回】 指定する各室等のカーペット類吸塵及び洗浄

【G区分 年1回】 指定する各室等の床洗浄

【H区分 委託期間中1回】 指定する各室等の床洗浄ワックス仕上げ

【I区分 委託期間中2回】 指定する各室等の床洗浄ワックス仕上げ

【J区分 委託期間中1回】指定する各室等の床剥離洗浄ワックス仕上げ

【K区分 年2回】指定する各室等の窓・玄関入口扉ガラス清掃

イ 作業の基本内容

(ア) カーペット洗浄

床仕様（材質）に応じ、適正な洗剤により洗浄を行うこと。また、汚れの多い場合は、床の材質を損ねないように再度洗浄等の処理を行うこと。

(イ) 床洗浄

床仕様（材質）に応じ、適正な洗剤により洗浄を行うこと。

(ロ) 床ワックス塗布

床仕様（材質）に応じ、適正な樹脂ワックス塗布を行うこと。

(ハ) 床剥離洗浄

床仕様（材質）に応じ、適正な薬剤により表面を剥離洗浄した後、適正な樹脂ワックス塗布を行うこと。また、床表面の損傷が著しい場合は、必要に応じ床の材質を損ねないように再度塗布等の処理を行うこと。

(ニ) 窓及び玄関入口扉ガラス清掃

適正な洗剤により洗浄後網戸及び窓枠部も合わせ清拭きを行うこと。

(3) その他

上記(1)～(2)に記載のない事項については、本件作業内容を達成するために必要となる事項はセンターと協議し、これを実施すること。

6 委託期間

令和7年6月1日から令和10年5月31日